地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)について

平成24年度の税制改正により、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)という制度が創設されました。これは、国の法律ではなく市町村の条例で税の負担軽減を決定するものです。 岡谷市では、固定資産税・都市計画税に係る特例割合について、岡谷市市税条例第57条の2、附則第10条の2各項及び岡谷市都市計画税条例附則に規定しています。 詳細については次の表をご覧ください。

わがまち特例一覧

| わかより特例一覧 | | | 111-1-145+ | +2/5 | | | | |
|--|---------------|--|------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------|------|---|
| I | Ę E | ∄ | 地方税法 関係条文 | 市条例 関係条文 | 取得時期の要件 | 資産 | 特例割合 | 適用期間 |
| 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の 特例 | | | 法第349条の3第27項 | 第57条の2第1項 | 認可後 | 家屋 償却 | 2分の1 | 期限なし |
| 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例 | | | 第349条の3第28項 | 第57条の2第2項 | 認可後 | 家屋 償却 | 2分の1 | 期限なし |
| 事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例 | | | 法第349条の3第29項 | 第57条の2第3項 | 認可後 | 家屋 償却 | 2分の1 | 期限なし |
| 公共の危害防止のため に設置された施設又は | 汚水又は廃液処理施設 | | 法附則第15条第2項第1号 | 附則第10条の2第1項 | R6. 4. 1~ R8. 3. 31 | 償却 | 2分の1 | 期限なし |
| 設備に係る課税標準の 特例 | 下水道除害施設 | | 法附則第15条第2項第5号 | 附則第10条の2第2項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 5分の4 | 期限なし |
| 認定事業者が都市再生 事業により取得した公 | | 計 地域 | 法附則第15条第14項本文 | 市税条例附則第10条の2第3項 市都市計画条例附則第2号 | R5. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 家屋 償却 | 5分の3 | 課税の年度から5年度分 |
| 共施設等に係る課税標 準の特例 | 特定都市再生緊急整備地域 | | 法附則第15条第14項ただし書き | 市税条例附則第10条の2第3項 市都市計画条例附則第2号 | R5. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 家屋 償却 | 2分の1 | 課税の年度から5年度分 |
| 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準 の特例 | 太陽光発電設備 | 1,000kw未満 | 法附則第15条第25項第1号イ | 附則第10条の2第4項 | R2. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 3分の2 | 課税の年度から3年度分 |
| | | 1,000kw以上 | 法附則第15条第25項第3号イ | 附則第10条の2第9項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 4分の3 | 課税の年度から3年度分 |
| | 風力発電設備 | 20kw未満 | 法附則第15条第25項第3号口 | 附則第10条の2第10項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 4分の3 | 課税の年度から3年度分 |
| | | 20kw以上 | 法附則第15条第25項第1号口 | 附則第10条の2第5項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 3分の2 | 課税の年度から3年度分 |
| | 水力発電設備 | 5,000kw未満 | 法附則第15条第25項第4号イ | 附則第10条の2第12項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 2分の1 | 課税の年度から3年度分 |
| | | 5,000kw以上 | 法附則第15条第25項第3号八 | 附則第10条の2第11項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 4分の3 | 課税の年度から3年度分 |
| | 地熱発電設備 | 1,000kw未満 | 法附則第15条第25項第1号八 | 附則第10条の2第6項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 3分の2 | 課税の年度から3年度分 |
| | | 1,000kw以上 | 法附則第15条第25項第4号口 | 附則第10条の2第13項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 2分の1 | 課税の年度から3年度分 |
| | バイオマス 発電設備 | 10,000kw以上 20,000kw未満 (※下段の者を除く) | 法附則第15条第25項第1号二 | 附則第10条の2第7項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 3分の2 | 課税の年度から3年度分 |
| | | 10,000kw以上 20,000kw未満 (※木質バイオマスまたは農産 物の収穫に伴って生じるバイオ マス区分に該当するもの) | 法附則第15条第25項第2号 | 附則第10条の2第8項 | R6. 4. 1~ R8. 3. 31 | 償却 | 3分の2 | 課税の年度から3年度分 |
| | | 10,000kw未満 | 法附則第15条第25項第4号八 | 附則第10条の2第14項 | R6. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 2分の1 | 課税の年度から3年度分 |
| 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置 | | | 法附則第15条第28項 | 附則第10条の2第15項 | H29. 4. 1∼ R8. 3. 31 | 償却 | 3分の2 | 課税の年度から5年度分 |
| 緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置 | | | 法附則第15条第32項 | 市税条例附則第10条の2第16項 市都市計画条例附則第4条 | 都市緑地法等一部改正 施行日~ R9.3.31 | 土地 | 3分の2 | 設置日の属する年の翌年の 1月1日を賦課期日とする年 度から3年度分 |
| 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置 | | | 法附則第15条第36項 | 附則第10条の2第17項 | R2. 4. 1~ R8. 3. 31 | 土地 | 3分の2 | 指定日の属する年の翌年の 1月1日を賦課期日とする年 度から3年度分 |
| 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上により整備した施設に係る課税標準の特例措置 | | | 法附則第15条第37項 | 附則第10条の2第18項 | R6. 4. 1~ R8. 3. 31 | 土地 家屋 償却 | 2分の1 | 工事が完了した日の属する 年の翌年の1月1日を賦課期 日とする年度から5年度分 |
| 雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置 | | | 法附則第15条第40項 | 附則第10条の2第19項 | 特定都市河川浸水被害対策法等一部改正施行日~ R9.3.31 | 償却 | 3分の1 | 期限なし |
| 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置 | | | 法附則第15条第41項 | 市税条例附則第10条の2第20項 市都市計画条例附則第6条 | R4. 4. 1~ R10. 3. 31 | 土地 | 4分の3 | 指定日の属する年の翌年の 1月1日を賦課期日とする年 度から3年度分 |
| サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置 | | | 法附則第15条の8第2項 | 附則第10条の2第21項 | H27. 4. 1∼ R9. 3. 31 | 家屋 | 3分の2 | 課税の年度から5年度分 |
| 大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置 | | | 法附則第15条の9の3第1項 | 附則第10条の2第22項 | R5. 4. 1~ R9. 3. 31 | 家屋 | 3分の1 | 工事が完了した日の属する 年の翌年の1月1日を賦課期 日とする年度分 |